

令和 3 年第 1 回区議会定例会提出予定案件

案 件 名

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

概 要

1 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）（以下「建築物省エネ法」という。）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）（以下「バリアフリー法」という。）並びに「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（以下「住環境整備条例」という。）において、引用する条ずれ等が生じることから規定の整備を行う。

以上について、住環境整備条例の一部を改正する条例を令和 3 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 住環境整備条例改正に関連する法改正の概要

別紙 1 のとおり。

3 施行予定日

公布の日。

ただし、第 7 条第 2 項第 9 号の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

4 条例改正新旧対照表

別紙 2 のとおり。

5 添付資料

（別紙 1）住環境整備条例改正に関連する法改正等の概要について

（別紙 2）新旧対照表（改正箇所抜粋）

（参考 1）新旧対照表（建築物省エネ法一部改正）

（参考 2）新旧対照表（バリアフリー法一部改正）

（参考 3）新旧対照表（介護保険法一部改正）

住環境整備条例改正に関連する法改正等の概要について

1 建築物省エネ法等の一部改正の主な内容

省エネ基準への適合を推進するため、小規模（延べ面積300㎡未満）の住宅・建築物の新築等の際に、設計者（建築士）から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付け。

現行制度と改正法との比較

	現行制度		→	改正法	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2000㎡以上)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定建築物 適合義務 </div>	届出義務	→	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定建築物 適合義務 </div>	届出義務
中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	届出義務		→	適合義務	
小規模 (300㎡未満)	努力義務		→	努力義務 + 建築士から建築主への説明義務	

2 バリアフリー法の一部改正の主な内容

駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に、協定を締結して、近接建築物に駅等からも利用できる身体障害者用トイレ等を設け誘導基準に適合させた場合、当該トイレや近隣建築物に通ずる通路等について、床面積の増分に対する容積率不算入の特例を追加。

3 介護保険法の一部改正の主な内容

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる施設の充実につなげるため、介護保険法の定義に「地域密着型通所介護」を創設した。

地域密着型通所介護は、定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行う。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日条例第68号	○世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日条例第68号
改正 平成14年12月6日条例第68号 平成31年3月5日条例第15号 <u>令和3年〇月〇日条例第〇号</u>	改正 平成14年12月6日条例第68号 平成31年3月5日条例第15号
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例	世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例
目次	目次
第1章 総則（第1条—第6条）	第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条—第9条の2）	第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条—第9条の2）
第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条—第16条）	第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条—第16条）
第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条—第20条）	第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条—第20条）
第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条—第24条）	第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条—第24条）
第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条）	第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条）
第7章 長屋に関する措置（第27条—第31条）	第7章 長屋に関する措置（第27条—第31条）
第8章 雑則（第32条—第38条）	第8章 雑則（第32条—第38条）
附則	附則
（建築計画の届出及び協議）	（建築計画の届出及び協議）
第7条 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「区中高層建築物等条例」という。）又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「都中高層建築物条例」という。）の適用を受ける指定建築物の建築をしようとする建築主は、区中高層建築物等条例第6条第1項の規定による標識	第7条 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「区中高層建築物等条例」という。）又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「都中高層建築物条例」という。）の適用を受ける指定建築物の建築をしようとする建築主は、区中高層建築物等条例第6条第1項の規定による標識

改正後	改正前
<p>の設置又は都中高層建築物条例第5条第1項の規定による標識の設置を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物以外の指定建築物の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請</p> <p>(2) 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出</p> <p>(3) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第22条の2第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請</p>	<p>の設置又は都中高層建築物条例第5条第1項の規定による標識の設置を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物以外の指定建築物の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請</p> <p>(2) 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出</p> <p>(3) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請</p>

改正後	改正前
<p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第34条</u>第1項に規定する認定の申請又は同法<u>第36条</u>第1項に規定する変更の認定の申請</p>	<p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第29条</u>第1項に規定する認定の申請又は同法<u>第31条</u>第1項に規定する変更の認定の申請</p>
<p>3 前2項の規定による協議は、次章から第7章までの規定（第10条第3項、第16条、第18条、第21条第1項及び第2項、第24条（第31条において準用する場合を含む。）、第25条、第27条、第28条第2項、第29条並びに第30条第1項の規定（以下「住環境整備規定」という。）を除く。）による整備等について行うものとする。</p> <p>（居住水準の確保）</p>	<p>3 前2項の規定による協議は、次章から第7章までの規定（第10条第3項、第16条、第18条、第21条第1項及び第2項、第24条（第31条において準用する場合を含む。）、第25条、第27条、第28条第2項、第29条並びに第30条第1項の規定（以下「住環境整備規定」という。）を除く。）による整備等について行うものとする。</p> <p>（居住水準の確保）</p>
<p>第21条 ワンルームマンション建築物（寮、寄宿舍等の用途に供するものを除く。）の建築をしようとする建築主は、当該建築に係る建築物の住戸専用面積を25平方メートル以上としなければならない。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条<u>第20項</u>に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行うための施設その他これに類する施設については、この限りでない。</p>	<p>第21条 ワンルームマンション建築物（寮、寄宿舍等の用途に供するものを除く。）の建築をしようとする建築主は、当該建築に係る建築物の住戸専用面積を25平方メートル以上としなければならない。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条<u>第19項</u>に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行うための施設その他これに類する施設については、この限りでない。</p>
<p>2 ワンルームマンション建築物（寮、寄宿舍等の用途に供するものに限る。）の建築をしようとする建築主は、当該建築に係る建築物の住戸専用面積を次の各号のいずれにも該当するようにしなければならない。ただし、単身者の居住の用に供するものについては、第2号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 住戸専用面積は、18平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 当該建築に係る建築物の住戸専用面積に、当該建築物の共用の食堂、浴室等の床面積の合計を当該建築物の住戸の数で除して得た面積を加算した面積が25平方メートル以上であること。</p>	<p>2 ワンルームマンション建築物（寮、寄宿舍等の用途に供するものに限る。）の建築をしようとする建築主は、当該建築に係る建築物の住戸専用面積を次の各号のいずれにも該当するようにしなければならない。ただし、単身者の居住の用に供するものについては、第2号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 住戸専用面積は、18平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 当該建築に係る建築物の住戸専用面積に、当該建築物の共用の食堂、浴室等の床面積の合計を当該建築物の住戸の数で除して得た面積を加算した面積が25平方メートル以上であること。</p>
<p>3 ワンルームマンション建築物の建築をしようとする建築主は、当</p>	<p>3 ワンルームマンション建築物の建築をしようとする建築主は、当</p>

改正後	改正前
<p>該建築に係る建築物の住居の居室の天井の高さ（令第21条第2項に規定する天井の高さをいう。以下同じ。）を2.3メートル以上とするよう努めなければならない。</p> <p>附 則（平成14年12月6日条例第68号）</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）の施行の日から施行する。</p> <p>中略</p> <p>附 則（平成25年12月10日条例第57号）</p> <p>この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月7日条例第19号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年6月26日条例第33号）</p> <p>この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月5日条例第15号）</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和3年3月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日</p> <p>(2) 第7条第2項第9号の改正規定 令和3年4月1日</p>	<p>該建築に係る建築物の住居の居室の天井の高さ（令第21条第2項に規定する天井の高さをいう。以下同じ。）を2.3メートル以上とするよう努めなければならない。</p> <p>附 則（平成14年12月6日条例第68号）</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）の施行の日から施行する。</p> <p>中略</p> <p>附 則（平成25年12月10日条例第57号）</p> <p>この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月7日条例第19号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年6月26日条例第33号）</p> <p>この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月5日条例第15号）</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号） （抜粋）

新	旧
<p><u>第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第二十七条 建築士は、小規模建築物（特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物（第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の建築（特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。）に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。）について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>第二十八条～第三十条</u> (略)</p>	<p><u>第二十六条の二～第二十八条</u> (略)</p>
<p><u>第三十一条～第三十三条</u> (略)</p>	<p><u>第二十八条の二～第二十八条の四</u> (略)</p>
<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)</p>
<p><u>第三十四条</u> 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p>	<p><u>第二十九条</u> 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p>
<p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築物の位置</p> <p>二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画</p>	<p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築物の位置</p> <p>二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画</p>

新	旧
<p>四 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。)のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。)をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 他の建築物の位置</p> <p>二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。</p>	<p>四 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。)のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。)をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 他の建築物の位置</p> <p>二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。</p>

新	旧
<p>一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。</p> <p>二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)</p>	<p>一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。</p> <p>二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)</p>
<p><u>第三十六条</u> 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>	<p><u>第三十一条</u> 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） （抜粋）

新	旧
<p>（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）</p> <p>第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定建築物の位置</p> <p>二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項</p> <p>四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p> <p>3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p>	<p>（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）</p> <p>第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定建築物の位置</p> <p>二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項</p> <p>四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p> <p>3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p>

新	旧
<p>一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p>	<p>一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p>
<p>二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>	<p>二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
<p>4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。</p>	<p>4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。</p>
<p>5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。</p>	<p>5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。</p>
<p>6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。</p>	<p>6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。</p>
<p>7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該</p>	<p>7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該</p>

新	旧
<p>認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。</p>	<p>認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。</p>
<p>8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。</p> <p>(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)</p>	<p>8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。</p> <p>(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)</p>
<p>第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p>	<p>第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p>
<p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)</p>	<p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p>
<p><u>第二十二條の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地におい</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>て協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</u></p> <p><u>一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設</u></p> <p><u>二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設</u></p> <p><u>2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p>一 <u>協定建築物の位置</u></p> <p>二 <u>協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積</u></p> <p>三 <u>計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項</u></p> <p>四 <u>協定建築物の建築等の事業に関する資金計画</u></p> <p>五 <u>その他主務省令で定める事項</u></p> <p>4 <u>所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</u></p> <p>一 <u>前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</u></p> <p>二 <u>前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</u></p> <p>5 <u>第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第</u></p>	

新	旧
<p>四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。</p>	

介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）

新	旧
<p>第八条（略）</p> <p>2～16（略）</p> <p><u>17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。</u></p> <p>18～19（略）</p> <p><u>20 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。</u></p> <p>21～28（略）</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2～16（略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>17～18（略）</p> <p><u>19 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。</u></p> <p>20～27（略）</p>